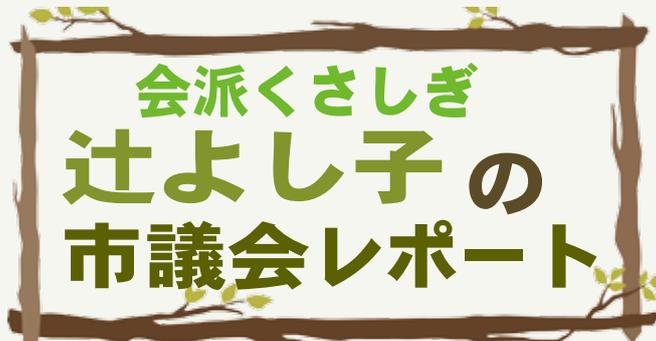




無所属 一人会派
HP「辻よし子と歩む会」で検索



☎ 197-0802
あきる野市草花 3012-20
T&F : 042-559-6941
携帯 : 090-9386-1275
e-mail : kusasigi@nifty.com

小さな声に耳をすまし、大きな力にひるまず、コツコツと手作りの政治を！

12月議会・一般質問から

**法の理念から外れた、
こんな無茶は許されません！
～生産緑地の指定をめぐる～**

最初にこの問題を知ったとき、「そんなことが許されるの!？」と本当に驚きました。

生産緑地は、市街化区域の農地を保全するための大切な制度です。そのために税の優遇措置があります。30年営農を続けると、その後は市に買い取ってもらうよう申し出ることができますが、それまでの間は、営農者本人の死亡や病気・事故以外の理由で、営農を止めることはできません。

ところが、引田駅北口土地区画整理事業地内では、間もなく企業に売ったり、貸したりすることが分かっている農地も、生産緑地に指定するというのです。その面積は4.4ha。実に、今回指定される農地の半分近くが、数年後には企業の手に入る土地です。

生産緑地法では、農業の継続が可能な農地を指定することになっています(第3条)。この点に照らし合わせれば、今回の指定は明らかに法の理念に反します。都も国も、「法の理念に合致しない」と認めています。あきる野市のコンプライアンス(法令順守)を揺るがす大問題です。

ここで押さえておきたいことは、この問題は農地所有者に責任があるわけではなく、生産緑地法の解釈を捻じ曲げて、出来ないはずのことを出来る、農地所有者に説明した市に責任があります。

なぜ市は、このような無茶なことに踏み切っ

たのでしょうか。それは、土地区画整理事業の進め方がずさんだったからだと思います。事業化には市街化区域への変更が必要であり、農地にかかる税金が跳ね上がることは、計画当初から分かっていたことです。その点も含め、農地所有者から十分な納得と合意を得て事業を進めていけば、今になって「税金が高くなって困る」という声は出なかったはず。仮に出たとしても「その点はきちんと説明し、合意をいただいています」と言うことができたでしょう。

仕方なく、市長は昨年の議会で、農地所有者の税負担軽減の支援をおこなうと約束をしました。しかし、なかなか良い支援策が見つからず、その拳句に出てきたのが、今回の生産緑地の指定です。

税金を安くするために、市が生産緑地制度を悪用したと言われても仕方がないでしょう。

あきる野市内には、市街化区域に農地をしながら生産緑地の指定を受けず、高い税金を払っている人が約820人います。面積要件等を満たしていない人は別ですが、30年間の営農がネックで指定を受けていない人からすれば、今回の市のやり方は、どう考えても不公平です。

また、今回、生産緑地の申請をしなかった人が、対象者全体の2割以上います。その人たちに対する支援策は、一体、どうなってしまうのでしょうか。この点も公平性に反します。

12月議会の一般質問でこの問題について追及しましたが、市側の答弁はあいまいで矛盾が多く、苦しい答弁だと感じました。(換地設計案の供覧についても、問題点を指摘しました)



決算委員会で指摘した 86万円が、返還されることに

昨年9月の決算委員会において、昨年度の引田駅北口土地区画整理事業の業務委託費が、間違っ
て86万円多く支払われていたことを指摘しました。

当初、市は今年度の委託費の中で帳尻を合わせるつもり
だったようですが、過払い分として86万円が企業から返還
されることになり、補正予算が12月議会に出されました。
決算委員会で指摘したことが、結果を生んで良かったと思
います。

ただ、そもそも1時間もかからない審議会の開催に、
毎回86万円もの委託費がなぜ必要なのか、その内訳を見
せて欲しいと再三要望してきました。今回の議会で改めて
要望したところ、見せるつもりはないとの答弁で、驚きま
した。

この事業は税金によってまかなわれ、業務委託費の総額
は12億2千万円に上ります。議会で委託費の金額に疑問
が出されているのに、その内訳を明かさないと、どうい
うことでしょうか。委託業者に遠慮して、市民への説明責
任を蔑ろにする市の姿勢を認めないわけにはいきませ
ん。86万円の返還は評価しますが、補正予算の議案には
反対をしました。

2024年から1000円課税。 問題の多い、森林環境税

2019年4月から森林経営管理法という新しい法律が
施行されます。この法律の最大の狙いは、林業を衰退産
業から成長産業へと変えていくことです。大型化した木
材産業や急増しているバイオマス発電所へ、安価な原
木を大量供給することが目的と言われています。

この法律の要は、森林の所有者と経営者を分離する
ことにあります。市町村が山の所有者から経営管理権を
預かり、儲かる可能性のある森林は民間業者に再委託
し、儲かる見込みのない森林は市町村が直接管理する
ことになります。

森林経営管理法を進める原資となるのが森林環境税
です。所得に関係なく一律1000円が住民税に上乗
せされます。ただ、2023年度までは復興税1000
円が住民税に上乗せされているので、それが終わるの
を待って2024年度から徴税されます。来年度から
2023年度までの間は、森林環境税とは別のお財布
(譲与税特別会計)から借金をして、前倒しで分配す
るといふ例外的な手法が使われます。

また森林環境税は国税でありながら、地方が国に代
わって集めるというのも、前代未聞です。

国は集めた税を地方に分配しますが、その割合が問
題です。私有林の人工林面積割を10分の5、人口割
を10分の3、林業従事者割を10分の2にするため
、森林のない都市部に多くの税が分配されることにな
ります。

一般質問では、このように問題の多い森林経営管
理法と森林環境税について、市の運用方針を尋ねまし
た。市としては、森林整備を進める上で必要不可欠な
境界確定の作業に税を充てることを検討しているとの
こと。また、森林所有者に代わって市が森林管理権を
持つことについては、慎重な姿勢であること等が確認
でき、ひとまず安心しました。



最終日、自民党議員を中心に森林環境税の活用に関
する東京都への意見書が提案されました。都内の区
市町村に分配される森林環境税は、西多摩や島嶼部の
森林整備に使うべきであり、そのように東京都から各
区市町村へ働きかけて欲しいという意見書です。しか
し、各区市町村の税の使い途は各自治体が主体的に考
えるべきであり、東京都が税の使い途を指図すること
は、地方自治の精神に反します。もともと税の分配の
方法がおかしいことを問題にせず、中央集権的な発
想で、都に指導を要望することには賛同できず、反対
しました。



「日米地位協定」の改定を求める 陳情が不採択に！

「くさしぎ・草の根市議と市政を考える会」が提出
した『日米地位協定』の改定を求める陳情は、賛成8
(くさしぎ1、未来4、共産3)、反対12(自民8、
公明3、未来1)で、不採択になってしまいました。

日本に米軍基地があることに対しては、いろいろな考
え方があります。しかし、日本ほど、米軍に「寛容」
な国はありません。学校や病院の上空を、軍用機が
低空飛行することは、アメリカ本国では禁じられて
います。夜間、住宅街の上を飛行することもありま
せん。アメリカ本国では許されないことが日本では
出来てしまうのは、日米地位協定において、不平等
な関係が固定化してしまっているからです。

日本と同じ敗戦国であるドイツ、イタリアでは最初
は不平等であった地位協定を改定し、今では、米軍
機が住宅街で夜間飛行や低空飛行をすることはな
くなりました。

日米地位協定については、小池都知事を含む全国知
事会も改定を求める提言を政府に提出しています。 ↗

横田基地に近く、騒音や事故への不安など直接影
響を受けているあきる野市民が、全国知事会と足並
みをそろえて改定を求めることは、とても大切で重
要なことです。それになぜ反対するのでしょうか！

反対をした自公議員からは、「陳情に沖縄のことが
書かれていない」「一自治体の問題を理由にする
のは、本質からそれる」「政府の方針が出ている
のだから自治体が意見を言ってもプラスにならない」
という反対理由が出されましたが、それこそ問題
の本質から目を背けているようにしか見えません
でした。結局、政権与党として意見書を出すこと
に、二の足を踏んだのではないのでしょうか。



庁舎北側に喫煙所を設置

庁舎北側に喫煙所を造るために、600万円の補
正予算が組まれました。東京都の受動喫煙防止条
例の施行に合わせ、東京都の補助金によって設
置するものです。

しかし、中身を調べてみるといくつか心配な点
があり、結論を急ぐべきではないと考え、反対
しました。

*都の条例では、子どもたちを受動喫煙から守
るために、学校の敷地内に喫煙所を造ることは
禁止されています。あきる野庁舎敷地内には、
不登校の子どもたちが毎日通ってくるせせらぎ
教室と秋留台学童クラブがあります。もっと慎
重に検討すべきではないでしょうか。

*新たな喫煙所は、容積率の関係で屋根を造
ることができず、3メートルの壁で囲むだけ
になります。そこから出た煙が、比較的近く
にある職員用出入口や2階の窓から庁舎内
に流れ込むことが心配されます。事前に検
査をして安全性を確認すべきではない
でしょうか。

またもや議員のボーナス引き上げ

私が議員になって3年が過ぎましたが、この間、4回目のボーナス引き上げです。これまで次のような理由で、一貫して反対してきました。

- ・格差社会が広がり庶民の生活は決して楽ではない。あきる野市の財政状況も厳しい中、市民の代表である議員のボーナスを上げるべきではない。
- ・議員は非常勤の特別職であり、そもそもボーナスは馴染まない。常勤の市職員に合わせて上げる必要はない。
- ・議員の報酬額を変更するときは、審議会に掛けられるが、ボーナスについては審議会に掛けられず市民目線でのチェックがされていない。

全会一致で
可決した議案も
色々あります。

賛否の分かれた審議の結果（12月定例会議）



(○は賛成、×は反対)	くさしぎ (辻)	自民党 志清会	公明党	未来	共産党	結果
「日米地位協定」の改定を求める陳情	○	×	×	△	○	不採択
森林環境税の活用に関する意見書	×	○	○	○	○	可決
市議会議員の期末手当を引き上げる条例改正	×	○	○	×	×	可決
市長、副市長の期末手当を引き上げる条例改正	×	○	○	○	×	可決
教育長の期末手当を引き上げる条例改正	×	○	○	○	×	可決
進学準備給付金においてマイナンバー制度を利用するための条例改正	×	○	○	○	×	可決
平成30年度 一般会計補正予算（第6号）	×	○	○	○	○	可決
平成30年度 引田区画整理事業補正予算（第2号）	×	○	○	×	×	可決

会派「くさしぎ」は、「草の根市議」から取った名前です。政党や大きな組織に属さず、市民の横のつながりを大切に、草の根民主主義を目指して活動しています。

現在は、辻よし子だけの一人会派です。

*クサシギは水辺の野鳥です→



辻よし子プロフィール：1960年生まれ。小学校教員を経て、ボランティアとしてタイの農村教育に関わる。1995年よりあきる野市に暮らす。「川原で遊ぼう会」を中心に、市内の環境保全活動に取り組む。3.11以後、新たに脱原発の市民活動を始める。2015年10月の補欠選挙で初当選。現在2期目。常任委員会は、環境建設委員会に所属。夫、高2の次男、ネコ1匹と草花に暮らす。



HPをご覧ください！